

## 社会福祉法人かんでん福祉事業団 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かんでん福祉事業団(以下「法人」という)定款第8条および第22条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。ただし、辞退の申し出があった場合は支給しない。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (3) 役員の報酬総額については、次のとおりとする。
  - (イ) 理事は、150万円以内とする。
  - (ロ) 監事は、10万円以内とする。

2 常務理事の役員報酬については、理事長が決定し、理事会の承認を得るものとする。

### (常勤役員の報酬の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬の額については、別表1に定める額とする。

### (非常勤役員等の報酬の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬の額については、別表2に定める額とする。

### (法人職員給与との併給)

第5条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬については支給しない。

### (報酬の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬の支給時期については、毎月20日とする。

ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第3条に準じた取扱いとする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 計算された円未満の端数については切り捨てる。

(公 表)

第8条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 この規程は、平成29年6月14日より施行する。

別表1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
常務理事	月額100,000円以内
理事(使用人兼務理事)	報酬なし

賞与、退職手当は支給しない。

別表2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	報酬の額
評議員会への出席	日額3,500円
上記の他法人業務のための出席	日額3,500円

(2) 理事

	報酬の額
理事会への出席	日額3,500円
上記の他法人業務のための出席	日額3,500円

(3) 監事

	報酬の額
監事監査等への出席	日額3,500円
上記の他法人業務のための出席	日額3,500円